

## 7 異動一時金の新設について

### 1 内容

転勤により住居を移転する場合に、異動一時金として20万円を支払う。ただし、以下のいずれかに該当する場合は支払対象外とする。

- 旧任地から新任地までの路程が100km未満の場合
- 赴任先の業務に期限があり、一定の期間の後(概ね半年以内)、元勤務箇所に戻ることが明らかな場合(間接部門への業務研修、新入社員の担任講師として研修センターへの在勤、人財戦略部への採用担当者への兼務在勤、車種転換等)

### 2 実施時期

- 2024年4月1日以降の転勤発令から適用する。
- 2024年5月期給与以降で支給予定(申請書の提出後の翌月の支払予定)

### 【解説】

エリアを跨る異動でエリア手当が低下する場合の激変緩和措置や、賃貸物件解約に伴う違約金の会社負担、転居を伴う異動に対する一時金若しくは手当について会社と議論してきた。

また、人財の確保および定着と成長に向けた提言の「転居を伴う転勤の廃止、または希望エリア以外の異動に対して明確な期日を示し、報奨金等の新設」を併せて議論した。

結果、条件はあるものの、転居を伴う転勤に異動一時金20万円が新設された。異動後の赴任手当と同じタイミングでの支給。異動一時金は課税、社会保険料の対象。

### 【参考】精算時期について

	社員	シニア社員等 <sup>1</sup>	契約社員
基準昇給額	・6月支給分で精算予定(4月分遡及)		
ベースアップ	・6月支給分で精算予定(4月分遡及)	4月支給分から適用予定	5月支給分から適用予定(4月実績)
大学院(博士号取得者)の初任給等(移行措置含む)	別途提示	—	—
初任給調整手当	・2023年度分は2024年3月末で終了。 ・2024年度分(総合職大学院卒のみ)は2024年4月支給分から適用	—	—
深夜勤務等手当	・2024年5月及び6月支給分(4月及び5月実績分)ではすべて第2号適用として一旦支給 ・4月及び5月実績分のうち、第1号が適用される社員については、第1号と第2号の金額差(200~600円/回)を2024年7月に別途追給予定 ・2024年7月支給分(6月実績分)では、5月25日までに「担務別作業調書」に正当な深夜勤務等手当の区分(第1号と第2号の差異含む)を登録することで正当な金額を支給		
災害等特別出勤手当	・2024年5月支給分(4月実績分)より、見直し後の支払額で支払予定		
夜間看護等手当	・2024年5月支給分(4月実績分)より、見直し後の支払額で支払予定		
乗務員手当	・2024年5月支給分(4月実績分)より、見直し後の支払額で支払予定		
職務手当(高度資格)	・6月期給与で精算予定(4月分遡及)		
職務手当(指令員)	・4月支給分から適用予定		
職務手当(駅長業務等)	・6月期給与で精算予定(4月分遡及)		
職務手当(勤務単位の職務手当(施設・電気))	・2024年5月支給分(4月実績分)より、見直し後の支払額で支払予定		
職務手当(勤務単位の職務手当(駅・車両))	・2024年4月実績分は、6月期給与で精算予定 <sup>2</sup>		
通勤手当	・2024年6月1日から適用		
異動一時金	・2024年5月期給与以降 <sup>3</sup> で支給予定(申請書の提出後の翌月の支払予定)		

<sup>1</sup> シニアリーダー社員及びグランドシニア社員含む。 <sup>2</sup> システム改修完了までの当面の間、2カ月遅れでの支給を予定。 <sup>3</sup> 本手当は社会保険の取扱上、賞与として取り扱う必要がある。そのため、給与計算ではなく臨時の賞与計算というシステム上の処理が必要となる。なお、10月は定例の臨時の賞与計算として、永年勤続者表彰の表彰金支給計算処理が既にあり、「永年勤続者表彰の表彰金」と同日とする方向で調整中。

## 8 利便性の高い新たな貯蓄制度について

### 1 内容

社員の資産形成の充実に向け、次のとおり、現行の提携預金制度に替わって、利便性が高くNISA機能を付与した新たな貯蓄制度を導入する。

- 給与引去りによる新たな貯蓄制度として、三井住友信託銀行の「積立貯蓄」を導入する。
- 現行の提携預金制度では、紙の申請書にて引出や積立額の変更等を行っているところ、新制度ではパソコンやスマートフォンによる各種手続きが可能となる。
- 所定のNISA口座を開設することにより、積立てた貯蓄残高を元にNISA(少額投資非課税制度)として投資信託を行うことも可能となる。
- 新制度開始に伴い、現行の提携預金制度は廃止する。なお、預金残高は順次新制度の口座等へ移管する。

### 2 対象者

社員、契約社員、シニア社員、シニアリーダー社員及びグランドシニア社員

### 3 実施時期

2024年12月末で現行制度の給与引去りを終了し、2025年1月以降準備出来次第、新制度の導入を開始する。

### 【解説】

#### 新制度に向けてのスケジュール

2024年12月現行制度での貯入終了

2025年1月新制度スタート

※現行の預金残高は順次新制度の口座等へ移管する。移管することなく解約も可能。移管については、会社から別途周知。

## 9 帰省等交通費の拡充について

### 1 内容

#### (1) 航空機利用可能エリアの拡大

帰省等交通費における航空機利用については、福岡エリアへの帰省時(福岡・北九州空港利用)にのみ可能としているところ、山陰エリアへの帰省時(鳥取・米子・出雲・石見空港利用)についても可能とする。

#### (2) 「逆単身赴任者」の制度利用年限の見直し

当社エリア外の勤務箇所(会社境界から50kmを超える勤務箇所)に所属し、かつ扶養親族とともにその地域に居住していた者が、転勤により当社エリア外に扶養親族を残し単身で当社エリア内に居住する場合(所謂「逆単身赴任者」)、現在は1年(子供がいる場合等は最大3年)を限度に本制度を利用できるところ、制限期間を撤廃する。

#### (3) その他

「出張ナビ」の宅配サービスにて現物で支給している帰省用のJR乗車券類については、予約・乗車方法をWEB化・チケットレス化する。

### 2 対象者

社員、シニア社員、シニアリーダー社員及びグランドシニア社員

### 3 実施時期

- 第1項第1号及び第2号については、2024年4月1日より適用する。
- 第1項第3号については、2024年7月以降、準備出来次第、実施する。

### 【解説】

東京エリアが勤務箇所の方の、帰省等交通費における航空機利用については、福岡エリアへの帰省時(福岡・北九州空港利用)にのみ可能だった。この度、山陰エリアへの帰省時(鳥取・米子・出雲・石見空港利用)も利用可能範囲が拡大した。旧米子支社エリアで勤務していた場合に適応される。

併せて、逆単身赴任の帰省等交通費について制度利用の制限期間を撤廃できた。これまで、帰省用の乗車券等を申請は用紙で行っていたが、これをWEB化できた。

## 10 資格取得一時金制度

### 1 内容

一部資格(以下、「対象資格」という。)における任意の講習会参加費(以下、「スクール代」という。)を資格取得一時金の支払い対象に加える。また、新たに資格取得一時金の支払い対象となる対象資格のスクール代は、以下に定める対象資格毎に設定する上限額の範囲内の実費相当額とする。

なお、対象資格のスクール代の支払い対象は、対象資格の資格試験を受験し合格した者に限る。また、対象資格の取得又は受験にあたって、会社が必要と認め、スクール代を負担した場合は、これまでどおり資格取得一時金及びチャレンジ一時金の対象外とする。

### 2 対象者

社員、契約社員、シニア社員、シニアリーダー社員及びグランドシニア社員

### 3 実施時期

2024年4月1日から適用する。

【上限額】※受講に必須のテキスト代含む

- 一級建築士: 500,000円
- 第1種電気主任技術者: 200,000円
- 第2種電気主任技術者: 200,000円
- 技術士: 150,000円
- 鉄道設計技士: 50,000円

### 【解説】

高度な知識技能を必要とする資格取得や保有に対する手当を拡大・新設されたいと要求した。

春闘交渉の中で「一級建築士」や「電気主任技術者」等について、受講料が高額な資格や合格率が低く取得困難な資格なのに手当が支給されない、モチベーションの低下のみならず、人財の流出に繋がるとの組合員の強い声があると訴えてきた。

一級建築士のスクール代では合格の条件はあるものの、最大50万円の支給。申請にはこれまで通り合格証明書、領収書等が必要。